

I. 基本姿勢

現在、少子高齢化や人口減少等により、地域社会における新たな社会問題が顕在化し、共に助け合い、お互いが信頼し合える地域福祉の充実が求められています。そのためには、地域の一人ひとりの力が重要であり、自発的な活動や地域の実情に応じた福祉活動をさらに推進していくことが必要です。

このような状況の中、地域住民の複雑・複合化したニーズに対応するためには、柔軟で幅の広い相談支援、社会参加の支援、地域づくりに向けた一体的な支援が求められている。

本会では令和4年度に龍ヶ崎市とともに策定した龍ヶ崎市第3期地域福祉計画・龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画（龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）に基づき、「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる」福祉のまちづくりの実現を目指し、福祉事業の推進をしているところであり、令和5年度においては「生活支援体制整備事業」の実施により、地域の互助を高め、高齢の方に対する生活支援に向けて、地域で支え合う体制づくりを推進してきた。また、龍ヶ崎市と災害発生時に設置される災害ボランティアセンターの運営における役割等を定めた「災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定」を締結したところである。

以上のことを踏まえ、令和6年度については、今後5年間の中期的な計画として当会のあり方や組織改革、実施事業の方向性を明確にしながら具体的な経営の推進を取り組むための「社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会第三次経営推進プラン」の策定及び災害時に迅速な支援が行えるよう、専門知識・技能を有する組織との研修等を行い、関係強化をしていくものとする。

II. 新規・継続重点事業

【 新規事業 】

移送サービス事業【市補助事業】 P.12

- ・ 外出時に車いすによる介助を必要とする方が、通院等の際の移動手段として、福祉車両を使用した移送サービスを実施する。

【 重点事業 】

社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会第三次経営推進プランの策定 P.2

- ・ 社会情勢や地域の福祉課題等の変化に対応した、「当会のあり方」「人員配置」「実施事業の精査」「経営基盤の強化・財源の確保」等について策定する。

災害ボランティアセンターの機能強化 P.3

- ・ 災害時に中間支援組織の協力により迅速に支援を行なえるよう、行政及び民間企業・団体等との会合や研修を行いネットワークの強化を図る。

Ⅲ. 実施事業

法人運営事業【自主事業】

1. 法人運営事業 **重点**

事業の目的・概要	実施時期等
社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会第三次経営推進プランの策定 令和7年度から令和11年度までの5年間の当会のあり方、組織改革について、具体的な経営の推進に取り組むため、当会役員、職員プロジェクトチームで計画を策定する。	令和7年2月に完成予定

企画広報事業【自主事業】

1. 広報啓発事業

事業の目的・概要	実施時期等
(1) 会員の増強 広報紙やチラシ等の媒体を活用し、本会の活動に対する理解と会費に対する協力を呼びかけるとともに住民自治組織や企業、事業所に対し協力依頼を行う。	令和6年6月
(2) カレンダー作成 本会をPRするための媒体として、令和7年度用カレンダーを作成し、関係機関へ配布する。	令和7年3月
(3) ホームページ等運営 地域福祉活動に対する住民の理解及びボランティア活動への参加促進のため、「しゃきょうだより」と連動してホームページ、SNS等の広報媒体を通して情報の発信、本会のPRを行う。	随時更新

2. 社会福祉大会事業

事業の目的・概要	実施時期等
(ボランティア連絡協議会との協働事業) 社会福祉の発展に功績があった個人・団体等を顕彰するため式典を開催し、福祉活動に対する住民の意識の高揚と振興を図る。 <内容> 社会福祉功労者表彰、善行青少年表彰、社会福祉事業協力感謝、事例発表、児童・生徒による標語入選作発表等	時期 令和7年3月8日(土) 場所 大昭ホール龍ヶ崎(龍ヶ崎市文化会館)

ボランティアセンター事業

1. ボランティアセンター運営事業【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1) ボランティアセンター運営</p> <p>① 地域活動の振興を目的とし、ボランティア活動を行う団体に対して、会議、研修、作業を行うためのスペースを提供する。</p> <p>② ボランティアに関する情報を収集し、地域において活動している方や、これから活動を始めようとする方の相談に応じる。また、地区や福祉施設等の要望に応じ、催事における協力者としてボランティアを紹介する。</p> <p>③ 使用済み切手・プリペイドカード等の回収箱を各支所・コミュニティセンター等に設置し収集する。 寄せられた切手等は、換金され社会貢献事業に役立てられるものであるため関係機関へ寄付する。</p> <p>(2) 福祉出前講座 福祉活動の普及を目的として、学校や公的機関が実施する福祉学習や各種講座への支援を行う。 ボランティアとの連携により、講師の紹介や学習プランに関する相談に応じる等の支援を行う。 <活動メニュー> 車いす・アイマスクガイド体験、点字、手話、障がい者疑似体験等</p> <p>(3) ボランティア講座 地域におけるボランティア活動の第一歩として、基本的な知識と技術を習得することを目的とし、住民が気軽に参加できる点訳入門講座、ボランティア入門講座を開催する。</p>	<p>随時対応</p> <p>随時対応・調査</p> <p>随時受付</p> <p>随時受付・対応</p> <p>点訳入門 9～12月（予定） ボランティア入門 2月（予定）</p>

2. 災害ボランティアセンターの機能強化 **重点**

事業の目的・概要	実施時期等
<p>将来発生し得る災害に備えるため、災害ボランティアセンターの開設を想定し、運営訓練や中間支援組織が迅速な支援を行えるよう関係機関との協力体制の構築等を進める。</p>	<p>上半期実施予定</p>

3. ボランティア振興事業 【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1) ボランティア連絡協議会活動支援</p> <p>市内の様々な団体で構成される龍ヶ崎市ボランティア連絡協議会を助成し、協働事業を開催することで、当市のまちづくりにおけるボランティア活動の振興及び住民への啓発を図る。</p> <p><登録団体></p> <p>37 団体（令和 6 年 3 月 1 日現在）</p> <p><主な事業></p> <p>ふれ愛縁日（8 月）、ふれ愛広場（10 月）、ふれ愛クリスマス（12 月）、ボランティア研修会、福祉イベント協力、広報紙発行（年 4 回）、</p> <p>小中学校等が行う福祉学習への講師紹介等</p> <p>(2) ボランティア保険加入促進</p> <p>ボランティア登録者が安心して活動するため、ボランティア保険への加入を促す。また、加入申込受付、社会福祉法人全国社会福祉協議会への進達を行う。</p>	<p>総会 4 月（予定）</p> <p>役員会 年 4 回程度</p> <p>随時受付</p>

4. 青少年ボランティア育成事業 【自主事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1) ジュニアボランティア育成</p> <p>市内在住・在学の小学校 3 年生から中学生を対象に、ボランティア活動の楽しさや福祉に対する理解を深めることを目的として、参加・体験型のボランティアスクールを開催する等によりボランティア育成に努める。</p> <p><内容></p> <p>福祉体験、ふれ愛縁日（8 月）、ふれ愛広場（10 月）、ふれ愛クリスマス（12 月）への参加等</p> <p>(2) 高校生ボランティア育成</p> <p>市内在住・在学の高校生が、ボランティア活動への関心を持ち、福祉に対する理解を深められるよう関係機関との協働によりボランティアスクールを開催する等、ボランティアリーダーの育成に努める。</p> <p><内容></p> <p>保育施設等での体験、ふれ愛縁日（8 月）・ふれ愛クリスマス（12 月）への参加等</p>	<p>【ジュニアボランティアスクール】</p> <p>令和 6 年 7 月～8 月（予定）</p> <p>【高校生ボランティアスクール】</p> <p>令和 6 年 7 月～8 月（予定）</p>

ふれあいのまちづくり事業

1. ふれあいネットワーク事業【自主事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1)小地域活動の振興</p> <p>龍ヶ崎市との協働により策定した「龍ヶ崎市第3期地域福祉計画・龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画」を推進するため、各地域の担当職員が住民の自主的な地域福祉活動の支援を行う。併せて、本会及び本会の活動に関するPR活動により認知度向上を図る。</p>	各コミュニティ協議会等の総会及び委員会への参加
<p>(2)イベント用品の貸出</p> <p>地域における福祉活動や住民の自主的な交流活動を支援するため、各種用品の貸出を行う。</p> <p><貸出用品></p> <p>テント、大型鍋類、せいろ、フライヤー、AED、調理・イベント用品等</p>	随時受付・対応

2. ふれあい相談サロン事業【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>住民の様々な相談の窓口として、気軽に利用できる相談所を運営する。また、関係機関との連携により、相談への総合的な対応に努める。</p>	
<p>(1)心配ごと相談</p> <p><予約> 不要（最終受付は午後4時まで）</p> <p><相談員> 心配ごと相談員</p>	<p>毎月第1・3火曜日</p> <p>午後1時30分から午後4時30分まで</p> <p>※国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、翌週の火曜日とする。</p>
<p>(2)法律相談</p> <p><予約> 要（1回につき3名/各45分間）</p> <p><相談員> 弁護士</p>	<p>毎月第2・4金曜日</p> <p>午後1時30分から午後3時55分</p>

3. ふれ愛給食サービス事業【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>ボランティア（調理、宅配）の協力により、住民交流の促進と安否確認を目的として、75歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し昼食を宅配する。</p> <p><調理場所> 龍ヶ崎市地域福祉会館 調理室</p> <p><利用者> 184人（実登録者数）（令和6年3月1日）</p> <p><ボランティア> 調理：16人</p> <p>宅配：37人+婦人防火クラブ</p>	市内を4地区に分け各地区月1回実施

4. 交流サロンりゅう【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
中央支所との併設により、住民による地域活動の振興や、交流を基調とした互助の醸成を目的として、地域住民が集い、健康づくり、仲間づくり、生きがいくりに活用できるサロンを運営する。	月曜日～土曜日 (日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで (事前の申請による延長あり)

5. 善意銀行運営事業【自主事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>善意に基づき寄せられた金品の預託・配分を通して、本市における社会福祉活動の振興を図る。</p> <p>預託・配分にあたっては、寄付者の意向に沿って生活困窮者や障がい者、高齢者等の対象者に応じた様々な生活課題に対し、効果的な支援を行う。</p> <p>なお、預託金品の募集については、本市の現状を踏まえ、必要となる支援策を検討しながら住民・団体・企業へ周知していく。</p>	例年1月に開催される配分委員会に提案し支援を決定

地域福祉推進事業

1. 生活支援事業【自主事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1) 災害見舞金事業</p> <p>龍ヶ崎市、日本赤十字社龍ヶ崎市地区と連携し、火災等の災害にあった世帯に対し見舞金を支給する。</p> <p><見舞金額> 住宅が全壊又は全焼 3万円 半壊又は半焼 2万円 床上浸水 1万円</p> <p>(2) 交通遺児支援事業</p> <p>茨城県社会福祉協議会と連携し、交通事故により親を亡くした遺児の小学校、中学校卒業に際し、就学奨励金を支給する。</p> <p><支給金額> 8万円(予定額)</p> <p>(3) 福祉機器、福祉車両貸出事業</p> <p>① 一時的に車椅子や福祉機器(シャワーチェア、四点支持杖等)が必要となった住民に対し、短期間の貸出を行う。</p> <p>② 車椅子を使用する者が通院等の移動に際し、福祉車両の貸出を行う。</p>	<p>り災証明発行(龍ヶ崎市)時に対応</p> <p>令和7年3月</p> <p>随時受付・対応</p>

3. 緊急小口貸付金事業【自主事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>昨今の厳しい社会情勢を背景とした雇用環境の悪化や、高齢化社会の進展により被保護者が急増している状況を鑑み、生活保護費の支給事務が完了されるまでの間において、緊急一時的な小口資金の貸付を行う。</p> <p><貸付限度額> 1世帯につき 2万円まで</p>	<p>随時相談・対応（龍ヶ崎市との連携）</p>

4. 日常生活自立支援事業【県社協委託事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等、判断能力が不十分で親族等の援助が得られない方に対し、福祉サービス利用手続、日常生活の金銭管理や書類等の預かりサービス等を行い、自立した地域生活を送れるよう日常生活を支援する。</p> <p>利用契約者 21名（令和6年3月1日現在）</p>	<p>随時受付・対応</p>

5. 障がい者地域生活支援事業【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>障がいのある方の地域における生活を支えるため、当市の実情に合わせた各種サービスを実施する。</p> <p>(1) スポーツレクリエーション事業 身体、知的、精神に障がいのある方々の社会参加促進を目的とし、スポーツレクリエーション事業への参加を支援する。 <大会名> 茨城県障害者スポーツ大会 <内容> 競技、レクリエーション</p> <p>(2) 点字・声の広報等事業 視覚に障がいのある方々に対し、福祉技術ボランティアによる広報物等の点訳用紙や音訳CDを盲人用郵便物で郵送することで日常生活を支援する。 ① 点訳 <協力> 竜ヶ崎市点訳友の会 <内容> 市広報紙、時刻表、カレンダー等 ② 音訳 <実施> 龍ヶ崎朗読の会 <内容> しゃきょうだより・市広報紙、議会だより等</p> <p>(3) 手話入門講座 聴覚障がいに対する理解の促進と、地域におけるボランティアの普及を目的として手話入門講座を開催する。</p>	<p>令和6年5月及び9月（予定）</p> <p>広報等の配布時期に合わせて実施</p> <p>6～8月（予定）</p>

共同募金配分金事業【自主事業】

1. 老人福祉活動事業

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1) シルバーカー購入助成事業</p> <p>高齢者の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とし、外出時に必要となるシルバーカーを購入した方に対し、費用の一部を助成金として交付する。</p> <p><対象> 市内在住の65歳以上の高齢者</p> <p><助成額> 購入金額の2分の1（助成限度額5千円）</p>	随時受付

2. 障がい児・者福祉活動事業

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1) ふれ愛縁日 (ボランティア連絡協議会との協働事業)</p> <p>障がいのある人もない人もすべて平等という立場でふれあい、互いの理解を深めることを目的に開催する。</p>	令和6年8月3日（土）
<p>(2) ふれ愛広場 (ボランティア連絡協議会との協働事業)</p> <p>安心して暮らせるまちの実現を目指し、子どもから高齢者、障がいのある人もない人も、参加したすべての人が楽しく福祉を見て・触れて・感じることのできる福祉まつりを開催する。</p>	令和6年10月20日（日） 会場 大昭ホール龍ヶ崎（龍ヶ崎市文化会館） 歴史民俗資料館、中央図書館

3. 児童・青少年福祉活動事業

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1) チャイルドシート購入助成事業</p> <p>子育て支援の一環として、乗車中の幼児の安全確保及び経済的負担の軽減を図ることを目的とし、チャイルドシートを購入した世帯に対し、費用の一部を助成金として交付する。</p> <p><対象> 市内在住に住所を有する未就学児と同一世帯の保護者</p> <p><要件> 未就学児が使用するために購入したもの</p> <p><助成額> 購入金額の2分の1（助成限度額5千円）</p>	随時受付

4. 福祉育成・援助活動事業

事業の目的・概要	実施時期等
<p>しゃきょうだより発行</p> <p>本会の運営状況やボランティア活動、共同募金に関する依頼・報告等について広報活動を行うことで、本会の活動に対する理解と協力、ボランティア活動に対する参加促進を図る。また、地域活動の状況も積極的に掲載し、地域福祉の推進を図る。</p> <p><発行> 年4回</p> <p><配布> 全世帯、公共機関、賛助会員等</p> <p><内容> 地域活動報告、事業案内（利用案内）、ボランティアサークル紹介、ふれ愛レシピ等</p>	<p>令和6年6月、9月</p> <p>令和7年1月、3月</p>

5. ボランティア活動育成事業

事業の目的・概要	実施時期等
<p>福祉団体やボランティア団体の活動を助成することにより、地域における福祉活動の振興を図る。</p>	<p>4～5月に申請受付し助成</p>

6. 歳末たすけあい事業

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1)ふれ愛クリスマス (ボランティア連絡協議会との協働事業)</p> <p>障がいのある人もない人もすべて平等という立場で、協働のクリスマスを通してお互いにふれあい、理解を深めることを目的に開催する。</p> <p>(2)歳末ふれ愛訪問事業</p> <p>年末という一つの節目に、ボランティアの協力によりふれ愛給食サービス利用者に伝統的なお節料理をお届けし、交流によるひとり暮らしの高齢者の心の健康の保持を図る。</p> <p>(3)歳末地域たすけあい助成事業</p> <p>年末年始において、住民の自主的な地域の助け合い活動や支えあい活動に助成し、やさしさ溢れるふれあいのまちづくりを推進する。</p>	<p>令和6年12月中旬（予定）</p> <p>令和6年12月下旬（予定）</p> <p>令和6年12月～令和7年1月（予定）</p>

いきがい交流事業 【自主事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1)社協会長杯いばらきねんりんスポーツ大会 (ボランティア連絡協議会協力事業) ふるさとふれあい公園の設備を有効に活用し、「いばらきねんりんスポーツ大会」の予選会を兼ねたスポーツ大会を開催する。龍ヶ崎市長寿会連合会、龍ヶ崎市ボランティア連絡協議会の協力及び福祉の店の出店により大会の盛り上げを図る。</p> <p><大会期間> 競技種目毎に4日間の開催 <競技種目> ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、輪投げ <出場者数> 約400人(延べ)</p>	<p>時期 令和6年5月～6月(予定) 場所 ふるさとふれあい公園</p>
<p>(2)利用者交流会 長寿会連合会の協力により、総合福祉センター利用者の交流を目的として実施する。</p>	<p>時期 令和6年12月(予定) 場所 龍ヶ崎市総合福祉センター</p>
<p>(3)親子創作教室(絵画) 絵画クラブの協力により、就学児童の家庭を対象に親子参加型の絵画教室を開催する。</p>	<p>時期 令和6年8月(予定) 場所 ふるさとふれあい公園</p>
<p>(4)親子創作教室(陶芸) 陶芸クラブの協力により、就学児童の家庭を対象に親子参加型の陶芸教室を開催する。</p>	<p>時期 令和6年7月(予定) 場所 ふるさとふれあい公園</p>
<p>(5)季節交流会 施設利用者の参加型イベントとして、ふるさとふれあい公園利用者の交流を目的として実施する。</p>	<p>時期 令和6年12月(予定) 場所 ふるさとふれあい公園</p>

在宅福祉サービス事業 【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>高齢や障がいのため日常生活を送る上で支障がある方を支援することを目的に、会員制(利用会員、協力会員)による家事援助等の有償サービスを実施する。</p> <p><内容> 食事の支度、衣類の洗濯・補修、居室の掃除等</p> <p><提供時間> 1回2時間以内で週12時間を限度とする</p> <p><利用料> 1時間あたり650円</p>	<p>月曜日～土曜日 (日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで</p>

生活支援体制整備事業 【市委託事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>日常生活上において、支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう進めていた地域ケア機能をさらに拡充させていくため、各コミュニティセンター区域に「生活支援コーディネーター」を配置し、支援ニーズ及びサービス提供状況の把握、提供主体の紹介、関係者間のネットワークづくりの構築等に努める。</p> <p>また、多様な主体間の情報共有・連携推進のため、地域包括支援センター、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ等、龍ヶ崎市が委嘱した委員で構成される協議体の定例会を開催する。</p> <p>あわせて、担い手となる住民、団体等を対象に、地域で支え合う体制づくりの推進を目的とした研修会や交流会を開催する。</p>	<p>地区担当職員が訪問し福祉委員会等へ参加</p>

移送サービス事業 【市補助事業】 **新規**

事業の目的・概要	実施時期等
<p>外出時に車いすによる介助を必要とする方の通院等の際の移動手段として、福祉車両を使用した移送サービスを実施する。</p> <p><対象者> 要介護3以上、視覚障害・下肢又は体幹の身体障害者障害程度等級が1～3級に該当しているなど、外出時に車いすを必要とし座位保持が可能な方（登録制）</p> <p><運行先> 市外かつ県内で、走行距離が概ね25km以内の医療機関</p> <p><利用料> 無料（但し、燃料代の実費負担あり）</p> <p><利用予約> 要（1人あたり月2回まで）</p> <p><運転者> 登録ボランティア（講習会への参加が必要）</p>	<p>月～金曜日 （土・日曜日、祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時</p>

元気サロン松葉館運営事業【市委託事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>高齢者の生きがいつくりや健康づくり等を目的とした各種事業を実施するサロンを運営する。</p> <p><事業></p> <p>はつらつサロン（太極拳、書道、俳句、詩吟、歌、手芸、絵手紙、折り紙、囲碁、いきいきヘルス体操、元気アップ体操、ラージボール卓球、健康マーじゃん、思い出を語ろうかい、ドミノゲーム、コントラクトブリッジ、レザークラフト）、学校との交流</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後4時まで</p>

敬老会事業【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>永年、地域の発展に寄与された高齢者に対し、感謝の意をもって式典を開催し、その長寿を祝う。当市における敬老思想と高齢者福祉に対する意識高揚を図る。</p> <p><対象> 75歳以上の市民 (昭和25年4月1日以前生まれ)</p> <p><内容> 記念式典、芸能発表等</p>	<p>時期 令和6年9月16日(月・祝)</p> <p>場所 大昭ホール龍ヶ崎(龍ヶ崎市文化会館)</p>

総合福祉センター運営事業【指定管理事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>龍ヶ崎市の指定を受け、指定管理者として龍ヶ崎市総合福祉センターの管理及び運営を行う。高齢者の自立的生活の援助、機能の向上を図ることを目的に各種福祉事業を実施する。</p> <p>1) 高齢者福祉センター事業 高齢者に対して、健康増進、介護予防、教養・趣味活動、レクリエーション等に関することを総合的に供与し、高齢者が健康で明るい生活を送り、生きがいを高めることができるよう、各種事業を実施する。</p> <p><施設> 大浴場、健康器具室、集会室、教養娯楽室、多目的室、会議室、ロビー（くつろぎスペース）</p> <p><事業> 相談事業、介護予防事業、趣味教養活動等</p> <p>(2) 長寿会事業 高齢者が、仲間づくりをしながら各種活動を通して地域に貢献し、生きがいを高めることを目的とし実施する。</p> <p><事業> 長寿大学、高齢者スポーツ大会、健康マージャン交流大会、奉仕作業、高齢者作品展、役員・会員研修等</p>	<p>指定管理期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日</p> <p>月曜日～土曜日 （祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで</p>

地域福祉会館管理事業【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>福祉活動の拠点として、龍ヶ崎市地域福祉会館の管理運営を行う。</p> <p><施設> 相談室、ボランティアセンター、会議室、調理室、録音室</p>	

佐貫西口支所運営事業【市補助事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>(1) サロンの運営</p> <p>福祉のまちづくりの実現に向けて、地域の結びつきと住民の健やかな生活を育むため、地域のボランティア等と協力しながら、地域住民が集い、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの拠点となるサロンを運営する。</p> <p>(2) 支所の運営</p> <p>ボランティア活動や地域における福祉活動に関する情報の収集・提供を行い、住民が取組む活動や地域を基盤とした団体の活動を支援する。</p> <p>また、福祉事業や制度の案内、関係機関への橋渡し等の相談業務を行う。</p> <p>(3) 住民活動の支援</p> <p>① 住民が気軽に立寄り、交流できるスペースを提供する。 <施設> 談話室 (1 階)</p> <p>② 住民による地域活動に対して、予約制によりスペースの貸出を行う。 <施設> 多目的室 (2 階)</p>	<p>月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで (多目的室については、事前の申請により21時まで延長可能)</p>

障害福祉サービス事業【自主事業】

1. 障害福祉サービス事業所ひまわり園

事業の目的・概要	実施時期等
<p>障害者総合支援法に基づき、茨城県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業所を運営する。在宅の知的に障がいのある人の利用事業所として、個々の能力、特性に応じ、その可能性を十分に伸張することで家庭や地域生活の自立を支援する。</p> <p><事業></p> <ul style="list-style-type: none">①生活介護事業②自立訓練（生活訓練）事業③就労移行支援事業④就労継続支援B型事業⑤いきいき体操⑥染物教室⑦給食サービス⑧入浴サービス⑨送迎サービス⑩日中一時支援	<p>月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後4時まで</p> <p>※⑩日中一時支援は、</p> <ul style="list-style-type: none">・月曜日～金曜日 午後4時から午後6時まで・土曜日 午前9時から午後4時まで

2. 障害福祉サービス事業所あざみ

事業の目的・概要	実施時期等
<p>障害者総合支援法に基づき、茨城県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業所を運営する。主に身体に障がいのある人の利用事業所として、身体機能・生活能力の維持向上の訓練や、日常生活の相談支援を行う。</p> <p><事業></p> <ul style="list-style-type: none">①生活介護（リハビリ訓練含む）②給食サービス③送迎サービス④健康指導⑤口腔ケア支援⑥創作的活動⑦社会適応訓練⑧レクリエーション活動	<p>月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後4時まで</p>

3. 指定特定相談支援事業

事業の目的・概要	実施時期等
<p>障害者総合支援法に基づき、龍ヶ崎市長の指定を受けた障害福祉サービス事業所を運営する。</p> <p>サービス利用に関する相談と計画の作成、障がい児・者の抱える課題の解決、適切なサービス利用のためのケアマネジメント等を行う。</p> <p>さらに、障がい者が自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな支援に努める。</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p>

ふるさとふれあい公園運営事業【指定管理事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>龍ヶ崎市の指定を受け、龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の管理・運営を行う。市民が自然の中で創作活動やスポーツを楽しむ憩いの場として、利便性の向上に努める。</p> <p><施設></p> <p>アトリエ（和室、工作室及び窯室）、バーベキューエリア、ゲートボール場、多目的グラウンド、ディスクゴルフ場、グラウンドゴルフ場、野外ステージ</p>	<p>指定管理期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日</p> <p>アトリエ、バーベキューエリアは、 火曜日～日曜日、祝日 (祝日の翌日、年末年始を除く)</p> <p>午前9時から午後5時まで ※5月～9月は午後6時まで</p>

障がい者自立化支援事業【自主事業】

事業の目的・概要	実施時期等
<p>障がいのある方々が販売経験を重ね、住民との交流を深める機会を得るとともに、障がい者福祉に対する理解が一層深まることを期待し、各事業を実施する。</p> <p>(1) Café たつこのこ (福祉の店 たつこのこ) ニューライフアリーナ龍ヶ崎 (たつこのこアリーナ) 内に設置した喫茶コーナー並びに物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。</p> <p>(2) 福祉の店 りゅう 中央支所に併設した物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。</p> <p>・ 福祉の店 移動販売 コミュニティセンター等の協力により移動販売のステーションを開設し、地元農作物や米、持ち運びに不便する日用品等の販売を実施する。また、週2回、米及び日用品の宅配サービスを実施する。 販売拠点 12箇所</p> <p>(3) 福祉の店 まいりゅう 佐貫西口支所内に設置した喫茶・物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。</p> <p>(4) 福祉の名刺屋さん 中央支所に設置する専門機材を用いて、市内公共機関、民間事業所、個人等から幅広く受注した名刺を作成し販売する</p>	<p>火曜日～日曜日 (年末年始を除く) 午前10時から午後4時まで</p> <p>月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで</p> <p>宅配サービス 毎週火・金曜日</p> <p>月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで</p>